

	資料提供	
	令和4年12月4日	
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部	
	畜産課 (田中、寺坂)	農林水産政策課 (安陪、米澤、伊垢離)
電話	0857-26-7285	0857-26-7256

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜に係る防疫措置状況
(第7報、12月4日午後3時現在) _____が変更点

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜に係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分(12月1日午前5時開始)

12月3日午後1時25分終了 殺処分羽数：105,505羽

(2) 焼却の状況

鳥取市内の焼却施設で焼却中。(12月1日午後7時開始)

日時	処分羽数	焼却羽数	進捗率
12月4日午後3時現在	108,000羽	22,140羽	21%

(3) 汚染物品の処理、農場内の清掃、消毒

- ・汚染物品(飼料、鶏卵、鶏糞)を堆肥舎に搬出中
- ・鶏舎内、農場内の清掃中

2 消毒ポイント等

(1) 消毒ポイント

5箇所で設営済み

(2) 移動制限区域(半径3km以内) 家きん農場なし

(3) 搬出制限区域(半径3km~10km) 家きん農場なし

3 報道機関へのお願い

(1) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用するの取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者のみなさまが根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。